

# 加西市店舗・オフィス立地促進補助金

## ■目的■

市内に店舗又はオフィスを立地しようとする事業者のうち、加西市の経済の振興及び市民生活の向上に寄与すると考えられるものに対して、補助金を交付することにより、地域全体の活性化を図ります。

## ■補助内容■

対象経費	内 容	補助率	限度額
店舗等の立地に係る経費	事業の用に供する土地及び建物の取得費（改装費を含む）	20分の1以内	300万円
雇用促進補助	新設店舗において、加西市に住民登録がある新規従業員の雇用に対する経費	1人あたり10万円	50万円

## ■対象事業■

市内の土地及び建物を新たに取得し、別表に掲げる業種に係る店舗又はオフィスを新設する事業。ただし次の事業は対象となりません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、社会通念上公序良俗に反する業種及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業
- ② 営業計画期間が2年未満の事業
- ③ 1週間当たりの営業日が5日未満の事業

## ■対象者■

次の要件を全て満たす者

- ① 市税等の滞納がないこと。
- ② 国や県から同様の事由による補助金等を受けていないこと。
- ③ 商工会議所、商店街組合等の商工団体の会員であること又は入会すること。
- ④ 都市計画法、建築基準法その他の法令を遵守すること。

## ■注意事項■

補助金の交付は、営業開始から1年を経過した日以降となります。

## ■別 表■

大 分 類	中 分 類
情報通信業	●通信業 ●放送業 ●情報サービス業 ●インターネット 附随サービス業 ●映像・音声・文字情報制作業
卸売業、小売業	●各種商品小売業 ●織物・衣服・身の回り品小売業 ●飲 食料品小売業 ●機械器具小売業 ●その他の小売業
金融業、保険業	●保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
不動産業、物品賃貸業	●不動産取引業 ●不動産賃貸業・管理業 ●物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	●学術・開発研究機関 ●専門サービス業（他に分類されないもの） ●広告業 ●技術サービス業（他に分類されないもの）
宿泊業、飲食サービス業	●宿泊業 ●飲食店 ●持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	●洗濯・理容・美容・浴場業 ●その他の生活関連サービス 業 ●娯楽業
教育、学習支援業	●学校教育 ●その他の教育、学習支援業
医療、福祉	●医療業 ●保健衛生 ●社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業（他に分類されないもの）	●職業紹介・労働者派遣業 ●その他のサービス業

■ 手続きの流れ ■

